

<「除草清掃・植栽管理等」委託業務関係提出書類一覧表>

【令和5年度】
※R5.4.1以降適用

項目	様式番号	提出要否	提出時期	根拠法令等	備考
1 契約関係					
・着手届	参考様式1	必須	工事着手時直ちに	契約規則第72条	
・完了届	参考様式2	必須	工事完成後、工期末日までに	契約約款第9条	
・現場代理人、主任技術者について(通知)	参考様式3	必須	契約後速やかに	特記仕様書第2条	・除草清掃は現場代理人のみ、植栽管理は現場代理人と主任技術者を配置すること。 ・雇用関係を証明する資料を添付 ・技術者の資格者証等についても原則添付
・工程表(当初)	参考様式4	必須	契約締結後14日以内	特記仕様書第4条	
・工程表(変更)	参考様式5	該当する場合	契約締結後14日以内		
・業務計画書 ※施工計画書(通常版)を参照	参考様式7	(委託料が300万円以上の場合)必須	契約締結後14日以内(休日等を含む)	特記仕様書第5条	・記載事項については、特記仕様書を参考
・業務計画書 ※施工計画書(簡素化版)を参照 ①現場組織表、②安全管理、③緊急時の体制及び対応、④交通管理、⑤主要資材 ※『安全管理、交通管理については、一般的な内容は省略し、現場条件に配慮した必要最小限の内容とする』		(委託料が100万円以上300万円未満の場合)必須			・記載事項については、特記仕様書を参考 ・委託料が100万円未満の工事にあつては、監督員の指示による。
・変更業務計画書		該当する場合	その都度変更した部分に着手する前に		※数量や工期のみの変更のような軽微な変更の場合は、提出不要
2 施工体制					
・再委託承諾申請書	参考様式8	再委託を行う場合	下請負を契約しようとするとき	契約約款第3条	・承諾申請に対して、発注者が承諾の通知(参考様式9)を行う。
・再委託報告書	参考様式10	再委託を行う場合	下請負の通知を求められたとき		・再委託契約書等の写しを添付
3 産業廃棄物関係					
・再生資源利用計画書(実施書)	※国交省の「建設リサイクル報告様式」を参照	該当する場合	計画書は業務計画書に含めて提出(着手前に提出)し、実施書は完成図書に含めて提出		・再生資材の利用及び建設副産物の発生、搬出がある業務 ・産業廃棄物が搬出される業務は、「処理業者の許可証の写し」と「産業廃棄物処理委託契約書の写し」及び「処分場までの運搬経路地図及び写真」を添付して提出 ・発生土について、計画量、実施量及び現場外搬出状況を記載し適正に管理すること。
・再生資源利用促進計画書(実施書)					
4 安全管理					
・安全訓練に関する計画書	参考様式11	(委託料が100万円以上の場合)必須	業務計画書に含めて提出(着手前に提出)	特記仕様書第7条	・委託料の額が100万円未満の業務にあつては監督員の指示による。 ・一契約当たり、半日以上時間を割り当てること。
・安全訓練に関する実施報告書	-	※提出は不要(受注者にて整理保管) 監督員から請求があつた場合、検査時に提示			・訓練に使用した資料の提出も不要
・交通誘導警備員配置(計画、実績)表	参考様式12	該当する場合	計画表は業務計画書に含めて提出(着手前に提出)し、実績表は完成図書に含めて提出	特記仕様書第9条	・交通誘導警備員を配置する場合
・検定合格警備員証明書	参考様式13		業務計画書に含めて提出(着手前に提出)	検定合格警備員の配置に関する特記仕様書第2条	・愛媛県公安委員会が認定する路線及び区間で、交通誘導を行う場合 ・検定合格証の写し、交通誘導警備員Aの配置位置を表した配置図を添付
5 工程管理					
・工程表(実施)	参考様式6	必須	完成図書に含めて提出		

<「除草清掃・植栽管理等」委託業務関係提出書類一覧表>

【令和5年度】
※R5.4.1以降適用

項 目	様式番号	提出要否	提出時期	根拠法令等	備 考
6 品質管理					
・材料確認願	参考様式14	監督員が指示した場合	当該材料を使用する前までに	特記仕様書 第10条	
・使用材料の品質規格証明書 (ミルシート、各種試験成績表、その他 品質証明資料)	-				
7 出来形管理					
・出来形図もしくは出来形数量	-	必須	完了時まで		設計数量と対比できる簡易なもので可
8 写真					
・着事前写真	-	必須	完了時に (完成図書に含めて提出)		
・状況写真	-				
・完了写真 (既成部分写真含む)	-				・キャビネ版又はパノラマ写真(つなぎ写真可)
・安全管理写真	-	該当する場合			
・使用材料写真	-				
・品質管理写真	-				
・出来形管理写真	-				
9 その他					
・各種特記仕様書等で定められている 書類	-	該当する場合			

【補足】

◇提出不要となっている書類であっても、受注者と監督員の協議により工事内容等から必要と判断した場合は提出を求めるものとする。